

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 6 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの
例外的取扱いについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの需要が高まっており、国としても確保に努めているところではありますが、これらの用品を再利用するなど、例外的取扱いが可能であり、その際の留意点については厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より事務連絡が発出されております。当該事務連絡は、医療機関等の関係者に周知しておりますが、社会福祉施設等においても必要に応じて参考にさせていただきますようお願いいたします。

添付文書

- 介護保険最新情報 Vol.819
「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)